

平成30年第1回白石町議会定例会会議録

会議月日 平成30年3月6日（第1日目）
場 所 白石町役場議場
開 会 午前9時30分

1. 応招議員は次のとおりである。

1番	友田香将雄	9番	吉岡英允
2番	重富邦夫	10番	片渕彰
3番	中村秀子	11番	草場祥則
4番	定松弘介	12番	井崎好信
5番	川崎一平	13番	内野さよ子
6番	前田弘次郎	14番	西山清則
7番	溝口誠	15番	溝上良夫
8番	大串武次	16番	片渕栄二郎

2. 不応招議員は次のとおりである。

なし

3. 出席議員は次のとおりである。

応招議員に同じ

4. 欠席議員は次のとおりである。

不応招議員に同じ

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

町長	田島健一	副町長	百武和義
教育長	北村喜久次	総務課長	松尾裕哉
企画財政課長	井崎直樹	税務課長	木下信博
住民課長	門田和昭	保健福祉課長	大串靖弘
長寿社会課長	矢川又弘	生活環境課長	門田藤信
水道課長	喜多忠則	下水道課長	片渕徹
農業振興課長	堤正久	産業創生課長	久原浩文
農村整備課長	山口弘法	建設課長	荒木安雄
会計管理者	小池武敏	学校教育課長	吉岡正博
生涯学習課長	千布一夫	農業委員会事務局長	西山里美
白石創生推進専門監	久原雅紀		

6. 議会事務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

議会事務局長 小 柳 八 束
議事係長 中 原 賢 一
議事係書記 峯 茂 子

7. 会議録署名議員の指名 会議録署名議員に次の2人を指名した。
14番 西山清則 15番 溝上良夫

8. 本日の議事日程は次のとおりである。

日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 議案上程（提案理由の説明）
日程第4 報告第1号 専決処分の報告について（和解及び損害賠償額の決定について）
日程第5 報告第2号 専決処分の報告について（和解及び損害賠償額の決定について）
日程第6 報告第3号 専決処分の報告について（平成29年度白石社会体育館改修工事請負契約の変更について）

9時30分 開会

○片渕栄二郎議長

ただいまから平成30年第1回白石町議会3月定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

諸般の報告を行います。

各報告書、資料等については、事務局において閲覧に供しますので、御確認をお願いいたします。

また、監査委員からの定期監査例月出納検査の報告、水道事業者からの佐賀西部広域水道企業団の議会定例会報告を配付しておりますので、御確認をお願いいたします。

以上、諸般の報告を終わります。

次に、地方自治法第121条の規定による議会の出席要求に対する執行機関側の説明員はお手元の名簿のとおりです。

日程第1

○片渕栄二郎議長

日程第1、会議録署名議員の指名をします。

白石町議会会議規則第119条の規定により、本日の会議録署名議員として、西山清則議員、溝上良夫議員の両名を指名します。

日程第2

○片渕栄二郎議長

日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、2月22日の議会運営委員会において今期定例会に上程される議案等の件数及び一般質問の通告等について審査の結果、既に配付しています会期日程(案)のとおり本日から3月19日までの14日間にしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。よって、本日から3月19日までの14日間に決定しました。

日程第3

○片渕栄二郎議長

日程第3、町長から議案が提出されています。これは皆様に配付している一覧表のとおりです。専決処分1件、条例5件、契約関係1件、指定管理者関係1件、計画関係1件、人事2件、予算12件、以上23件の議案を一括して議題とします。

ただいま上程しました議案について提案理由の説明を求めます。あわせて平成30年度施政方針の説明があります。

○田島健一町長

皆さんおはようございます。

本日、平成30年第1回白石町議会定例会の開会に当たりまして、平成30年度の町政運営に関する施政方針並びに提案いたしました平成30年度当初予算案及びその他の議案の概要を御説明申し上げます。

まず、平成30年度の施政方針といたしまして主な施策について申し上げます。

第1点目といたしましては、やはり道の駅施設整備事業であります。

私が町長就任直後から準備を進め、平成29年度に用地取得及び用地造成に着手し、平成30年度はいよいよ本体工事と仕上げの段階に入ります。この道の駅しろいしのオープンに向けては、道の駅ワーキンググループの皆様と役場関係部署によるプロジェクトの連携によりますがばいよかここ発信事業に取り組み、FMラジオ放送を初め各種メディアを使って本町の情報とともに大々的にPR活動を行います。このほかにも観光費における白石町観光推進協議会の取り組みも連動して盛り上げてまいります。道の駅しろいしオープンまではまだまだ越えなければならないハードルもございますが、今後さらに重要な道の駅運営組織の支援やオープニングセレモニー開催に要する経費など補正予算をお願いして取り組むことにいたしております。本町の起爆剤となるよう町民挙げての御支援をお願い申し上げます。

第2点目は、地方創生の取り組みといたしまして白石町まち・ひと・しごと創生総合戦略の中でも重要視しております地域づくり協議会設置支援事業でございます。

この地域づくり協議会につきましては、協働の担い手として地域の課題の解決などを期待しており、町民の皆様積極的に参加していただけるよう平成30年度は制度設計に着手いたします。

第3点目に、子育て支援策でございます。

1つは、母子健康診査事業費において母子手帳アプリを導入し、乳幼児の予防接種スケジュール管理や健診などの情報提供を行い、利便性を図ります。

もう一つは、子供の貧困対策費を上げさせていただきます。私は、かねてから子供の貧困を放っておくと世代を超えて連鎖してしまうというようなことを懸念しており、役場内での関係部署による横断的なプロジェクトチームを設けて検討させてまいりました。これまでに町内小・中学校現場との情報交換などを行ってまいりましたが、平成30年度は子育ての現場で活躍されてる方などによる検討組織を立ち上げるとともに実態把握のための調査を行うことにいたしております。

第4点目は、高齢者福祉、特に介護予防に関することでございます。

一般介護予防事業評価事業では、これまでの本町の介護予防に関する取り組みを検証し、今後の効果的な介護予防体制の確立を図るものがございます。そのほかにも介護予防普及啓発事業や生活支援体制整備事業費による新しい取り組みにより、地域ぐるみの介護予防環境整備に取り組みます。

第5点目に、農林水産業の振興につきまして幾つか上げさせていただきます。

白石農業塾では、第2期生の養成を行いながら第3期生受け入れを進めます。平成30年度はこれに加えてイチゴ栽培希望者のためのトレーニングファーム整備推進事業に取り組むことにいたしております。

農業経営法人化支援事業では、引き続き全集落営農組織の法人化を目指して、推進してまいります。

6次産品新規開発事業費では、平成26年度からの取り組みをさらに推し進めることにいたしております。

漁港整備事業費では、住ノ江漁港の整備に着手することにいたしております。

第6点目は、町民の安全・安心に関することでございます。

防災費では、ハザードマップ、いわゆる被災想定区域等を記載した地図でございますけれども、これを作成することにいたしており、近年の豪雨に対応した浸水想定に見直しを図り、土砂災害や津波、高潮等各種災害に備えてもらうための統合的ハザードマップを目指します。

次に、避難経路用の屋外灯設置とあわせて自主防災組織の立ち上げ促進を図ることにいたしております。

また、急傾斜崩壊防止事業費では、県の事業である川津地区の防止対策工事に係る町費負担を行います。

そのほかにも、広聴事業の町長と未来（ゆめ）トークにより町民の皆様の声を聞かせていただきながら挨拶運動や地域への各種の取り組み、女性の活躍、高齢者や障がい者福祉の充実、結婚対策、国民健康保険、各種医療、健康づくり、学校教育や小・中学校再編の検討、生涯学習、商工業の発展、ため池の防災、そして農業農村基盤、道路、橋梁、上下水道等の整備も着実にやってまいります。

以上のおり平成30年度も私の2期目の公約である笑顔で元気に暮らせる豊かな町をつくっていきますを全力で推進してまいります所存でございます。

次に、提案議案につきまして御説明申し上げます。

初めに、専決処分に関しまして1件ございます。議案第1号「専決処分の承認について（平成29年度白石町一般会計補正予算（第5号）」は、好調なふるさと寄附金に関する一般会計予算の補正を専決処分いたしましたので、これを報告し、議会の承認を求めるものでございます。

条例案件につきましては、一部改正が5件ございます。議案第2号「白石町地域福祉基金条例の一部を改正する条例について」は、同基金の活用を図るための改正を行うものでございます。議案第3号「白石町国民健康保険条例の一部を改正する条例について」、議案第4号「白石町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」、議案第5号「白石町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について」、以上につきましてはそれぞれの制度改正に伴い、各条例の改正を行うものでございます。議案第6号「白石町学校給食センター設置条例の一部を改正する条例について」は、福富中学校の学校給食調理場廃止に伴う改正を行うものでございます。

次に、条例外案件ですが、議案第7号「平成28年度（繰越）白石町緊急放送端末機設置工事請負契約の変更について」は、白石町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例により、議会の議決を求めるものでございます。議案第8号「白石町老人福祉センターの指定管理者の指定について」は、同センターの指定管理者の指定に関しまして議会の議決を求めるものでございます。議案第9号「土地改良事業の計画変更について」は、基幹水利施設管理事業の計画変更につきまして議会の議決を求めるものでございます。

続いて、人事案件ですが、議案第10号及び議案第11号の「人権擁護委員候補者の推薦について」は、法務大臣が委嘱する人権擁護委員の候補者を推薦することについて議会の意見を求めるものでございます。

最後に、予算案件が12件ございます。議案第12号から議案第17号までは、平成29年度予算に関する各会計の所要の補正をお願いするものでございます。議案第18号から議案第23号までは、各会計の平成30年度当初予算について議決を求めるものでございます。

人事案件を除く各議案及び報告の詳細につきましては、各課長が後もって御説明いたします。

結びになりますが、今議会に提案いたしました全23議案につきまして十分なる御審議を賜りますようお願い申し上げますとともに、平成30年度も町職員と一丸となって町政運営に取り組んでまいりますので、皆様の御指導、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

○片渕栄二郎議長

次に、補足説明を求めます。

○井崎直樹企画財政課長

おはようございます。

私のほうから議案第1号、議案第2号、議案第12号、議案第18号をまとめて説明させていただきます。

まず、議案第1号「専決処分の承認について（平成29年度白石町一般会計補正予算（第5号）」について説明いたします。

補正予算の1ページ目をお願いいたします。

既決の歳入歳出予算総額に2億6,141万6,000円を追加し、補正後の予算を148億341万3,000円とするものです。

説明資料、主要事項内容説明書の1ページをお願いいたします。

2、事業変更内容のところの欄で件数が3万3,000件、金額で3億5,000万円と見込みが大きく伸びることとなりましたので、役務費それから委託料、積立金等の歳出予算について今回補正し、専決処分したものでございます。

以上、専決処分の説明を終わります。

次に、議案第2号「白石町地域福祉基金条例の一部を改正する条例について」御説明いたします。

この基金条例は、平成5年度の普通交付税において地域福祉基金として道府県市町村に対し、別枠で交付されたものを基金として設立しまして、果実運用型、つまり基金の元資、元本5億3,900万円から出る利子を、運用益を在宅福祉や健康、生きがいづくり、ボランティア活動等の振興等の各事業に充てるため基金を創設したものでございますが、現在は預金利率が低く、果実運用型では事業充当の財源として難しい状況でございます。ことし国保会計の制度改正等あり、この基金を取り崩し、財源充当をした自治体も県内にもございます。本町も、今後、財政状況が厳しくなる中で、福祉関係の事業へ直接基金を充当できるよう改正するものでございます。

改正点につきましては、3枚目の新旧対照表をお願いいたします。

第2条「基金の額」を「積み立て」に改めまして、第4条につきまして第4条の本文中は「一般会計歳入歳出予算」を「予算」と読みかえ規定するため、字句の修正をしたものでございます。

なお、5号、運用益の処理に関して、その他町長が特に認める事業の1号を追加しております。

以上、条例改正についての説明を終わります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

次に、議案第12号「白石町一般会計補正予算（第6号）」について御説明いたします。

補正予算書の1ページ目をお願いいたします。

既決の歳入歳出予算総額に3億229万3,000円を追加し、補正後の予算を151億570万6,000円とするものでございます。

6ページ目をお願いいたします。

6ページ、第2表繰越明許費補正でございます。追加分として4件、変更1件を計上しております。国の予算枠に係るもののほか次年度に繰り越して執行する必要がある事業について繰越明許の補正をしております。

7ページをお願いいたします。

第3表地方債補正です。過疎債、臨時財政対策債、合併特例債も事業確定等により今回の限度額の減額補正を行うものでございます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出全般にわたって最終的な実績見込み、入札減、事業完了等に基づく減額補正と人件費の補正を行っております。

まず、歳入の主なものについて説明させていただきます。

11ページ、町税から13ページ、8款の自動車取得税交付金につきましては、最終的な収入見込みによる補正をしております。

14ページをお願いいたします。

10款地方交付税、普通交付税ですが普通交付税が確定いたしましたので1億6,725万7,000円を補正しております。平成29年度の普通交付税は47億2,104万8,000円となっております。平成28年度普通交付税と比較しますと1億7,890万6,000円の減、率では3.65%の減となっております。特別交付税につきましては、まだ交付決定通知が来ておりませんので、今回、補正は行っておりません。

21ページをお願いいたします。21ページ、一番下のところになります。

2項財産売払収入でございます。不動産売払収入において532万6,000円を補正しておりますが、これは元新拓保育園で建設され、その後、白石ふれあいデイサービスセンターに利用目的を変え、現在は障がい者生活支援センターとして利用されております。NPO法人に売却する土地代を計上しているものでございます。

歳出につきましては、事前に配付させていただいております3月補正予算再事業一覧表及び、今回、議案と一緒に配付しております白石町3月補正予算説明資料、主要事項内容説明書に説明を省略させていただきます。

以上、補正予算についての説明を終わります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

続きまして、議案第18号「白石町一般会計予算」の概要について説明いたします。

予算書の1ページをお願いいたします。

予算書の1ページ、平成30年度白石町一般会計当初予算は、歳入歳出それぞれ139億8,800万円とするものでございます。

予算書の9ページをお願いいたします。

第2表継続費でございます。水産生産基盤整備事業の継続費を設けるものでございます。なお、この事業につきましては、別冊にあります白石町当初予算説明資料、主要事項内容説明書の69ページ、漁港整備費事業のところに説明事項が載っております。

次に、当初予算の10ページをお願いいたします。

第3表債務負担行為でございます。この中小企業者に対する設備資金利子補給金は平成16年度から行っております事業で、平成30年から33年度まで引き続き行う事業でございます。

11ページをお願いいたします。

第4表地方債でございます。本年度の事業に対して過疎対策事業債、臨時財政対策債、合併特例債で総額15億7,500万円の借り入れを計上しております。

予算書の13ページをお願いいたします。

総括表、歳入の部でございますが、一番下段の歳入合計欄のところで前年度の当初予算と比較しまして、総額で9,800万円の増、率で0.7%の増となっております。

また、下から21、地方債のところでございますが、町債が2億4,060万円の減とな

っておりますが、昨年度は合併特例債で振興基金へ積み立てをするため、7億4,100万円の借り入れを予定しておりましたため、この借り入れがなくなり、減となったものでございますが、道の駅整備のため合併特例債を借り入れますので、町債借り入れ目標額全体、通常は8億円としておりますが、また今年度も大きな借入額となっております。

続きまして、お手元に別紙で配付しております平成30年度白石町当初予算の概要、A4の縦書きになります。こちらのほうをお願いいたします。平成30年度白石町当初予算の概要につきまして、こちらの資料をもって説明をさせていただきます。平成30年度白石町当初予算の概要の別冊のほうで御説明いたします。

まず、1ページ目は一番上の段に一般会計の合併からの当初予算の状況推移を掲載しております。中段のほうに歳入の分析表をつけておりますが、ここで色が若干ついております自主財源の合計のところをお願いいたします。

前年度と比較いたしまして比較欄でございますが、4,686万7,000円、1.1%の増となっております。主な歳入の増は、寄附金の1億4,999万9,000円の増、これはふるさと寄附金の増を見込んでおります。

次に、依存財源、下から2つ目でございます。こちらのほうで10番目、地方交付税でございますが、前年より1億3,000万円の減と見込んでおります。

県支出金、15番目で比較のところでございますが、4億3,899万8,000円と36.9%と大きくなってございますが、これは知事、県議選、ふたば保育園の民営化による県負担金、それからトレーニングファーム施設整備事業の補助金、漁港整備事業の補助金が主なふえた理由でございます。

2ページ目をお願いいたします。

上段に町税の状況を掲載しております。中段におきましては、歳入に占める地方交付税、そして一番下段のほうには町債の割合を合併後から掲載しておりますが、本年度の借り入れ、先ほど申しましたが、道の駅整備事業のための8億7,600万円の借入予定額等を含めまして借入総額は15億7,500万円、過去4番目に大きな借入額となっております。

なお、この町債の推移の右から3列目、年度末残高の30年のところをごらんいただきたいと思いますが、未償還額の見込み額でございます。138億1,994万1,000円と未償還額を見込んでおります。

3ページ目をお願いいたします。

上段のほうにつきましては、目的別の予算比率を計上しております。その下、歳出、性質別のところでございます。性質別のところで7番目、積立金で比較のところをごらんいただきたいと思いますが、6億4,543万6,000円の減と、61.1%の減となっておりますが、これは先ほど申し上げましたように、前年度は振興基金積立を合併特例債を使いまして積み立てたために大きな金額ですが、ことしはその分がないということでの大きな減となっております。

その下、投資的経費でございます。前年度の比較で7億1,451万2,000円の増、率で37.8%の増となっております。

4ページ目をお願いいたします。

先ほど御説明いたしました性質別の主な理由書の事業一覧表をこちらにつけておりますので、こちらのほうをごらんいただければと思っております。

5 ページ目をお願いいたします。

上の表が投資的経費の推移を示しております。その下に基金の残高を掲載しております。基金残高の一番上に財政調整基金というのがございますが、平成28年度末で約25億円ございましたけども、その右のほうですね、積立額約4億9,000万円に対し、取り崩しが約5,000万円と取り崩しが大きく、平成30年度当初予算でまたさらに5億9,700万円を取り崩しておりますので、平成30年度末の財政調整基金につきましては19億1,295万8,000円ということで見込んでおります。基金全体の合計額も29年度末、この表の真ん中の列のところにあります合計欄のところでございますが、95億5,590万7,000円でしたが、平成30年度、一番右隅なりますが、87億6,127万1,000円と減少しております。

6 ページをお願いいたします。

6 ページにつきましては、特別会計の当初予算の推移を計上しております。

以上で当初予算の概要を終わります。続きまして当初予算の説明資料をお願いいたします。当初予算の説明資料、主要事項内容説明書のほうをお願いいたします。

こちらのほうの90ページをお願いいたします。

90ページ、ここに平成30年度起債充当事業一覧表をつけております。起債の対象となる事業と財源内訳表がこちらのほうで御確認いただけたと思います。

その下、91ページをお願いいたします。

平成30年度のふるさと寄附金充当事業一覧表でございますが、29年度で寄附をいただき、基金に積み立てました分を平成30年度で基金から充当する事業一覧をこちらのほうに掲載しております。

90ページが当初予算の起債充当事業と91ページがふるさと寄附金の充当事業一覧表でございます。

92ページ、次のページをお願いいたします。

これは、地方消費税交付金におきまして、消費税が5%から8%に引き上げられたときに、その増収分については社会保障施策に充当するよう定められております。その事業の充当先の一覧表を示しております。

以上、平成30年度当初予算の概要説明といたします。

今回の当初予算におきましては、まだ確定しない要素のある事業等について内示があり次第、あるいは事業計画の精査ができ次第、補正で対応するようしております。

以上で企画財政課所管の議案説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

○門田和昭住民課長

おはようございます。

それでは、住民課関連の議案について御説明いたします。

まず、議案第3号「白石町国民健康保険条例の一部を改正する条例について」御説明いたします。

主な改正理由といたしましては、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行及び国民健康保険広域化に伴う佐賀県独自の取り組みによる規定を制定するため、白石町国民健康保険条例の一部を改正する必要がありますので、議会の議決を求めるものでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表により御説明申し上げます。

新旧対照表の1ページをお願いいたします。右側は現行で、左側が改正案でございます。

まず、目次中、第1章、「この町が行う国民健康保険」を「白石町が行う国民健康保険の事務」に、第2章、「国民健康保険運営協議会」を「白石町の国民健康保険事業の運営に関する協議会」に改めます。

次に、第1章及び第1条の見出し並びに同条中の「この町が行う国民健康保険」を「白石町が行う国民健康保険の事務」に改めます。

次に、第2章及び第2条の見出し並びに同条中の「国民健康保険運営協議会」を「白石町の国民健康保険事業の運営に関する協議会」に改めます。

次に、第4条の見出しとして、「(被保険者としめない者)」を付し、条文を児童福祉法(昭和22年法律第164号)の規定により児童福祉施設に入所している児童または小規模住居型児童養育事業を行う者もしくは里親に委託されている児童であつて、民法(明治29年法律第89号)の規定による扶養義務者のない者は被保険者としめないに改めます。

次に、第9条、葬祭費「1万5,000円」を「3万円」に改める。

次に、第11条及び第15条から第17条の条文中、「この町」を「白石町」に改める。

以上が白石町国民健康保険条例の一部を改正するものです。

なお、附則として、この条例の施行期日は平成30年4月1日からとし、経過措置といたしまして、改正後の第9条の規定はこの条例の施行の日以降の葬祭の実施に係る葬祭費について適用し、同日前の葬祭の実施に係る葬祭費については従前の例によるものとします。ですから、4月1日以降に火葬されたものからの適用になります。

次に、議案第4号「白石町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」御説明申し上げます。

主な改正理由といたしましては、地方税法及び航空機燃料譲与税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、白石町国民健康保険税の税率等を改定するため、白石町国民健康保険税条例の一部を改正する必要がありますので、議会の議決を求めるものでございます。

新旧対照表で御説明いたします。

改正税額及び保険税の減額関係につきましては、改正一覧表を補足説明資料としてお配りしておりますので、あわせてごらんください。

では、新旧対照表の1ページから2ページをお願いいたします。

第2条では、基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額並びに国民健康保険の被保険者のうち、介護保険の被保険者である者につき、算定した介護納付金課税額の合算額をくくりにしておりましたが、納付金がそれぞれの名目で請求されることから、第1号に基礎課税額、第2号に後期高齢者支援金等課税額、第3号に国民健康保険の

被保険者のうち、介護保険の第2号被保険者である者につき算定した介護納付金課税額を追加し、各号に規定しました。

第2項、第3項及び第4項については、第1項を追加規定したことから、それぞれ第1号、第2号、第3号を挿入し、第4項においては（国民健康保険の被保険者のうち介護保険法第9条第2号の規定による被保険者である者をいう。以下同じ）を第1項第3号に記したため、削除するものです。

次から保険税の改正関係になります。3ページから5ページの中ほどまでになります。

第3条から第5条までは基礎課税額分、通常医療分と言われるものです。第3条の所得割額を「100分の9」から「100分の9.55」に、第4条の均等割額、被保険者1人について「2万3,000円」を「2万5,900円」に、第5条の世帯別平等割額の第1号の特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯「3万3,000円」を「3万4,100円」に、第2号の特定世帯「1万6,500円」を「1万7,050円」に、第3号の特定継続世帯「2万4,750円」を「2万5,575円」にそれぞれ改めるものです。

なお、補足説明資料の下の欄外に記していますが、特定世帯とは2人世帯のうち1人が後期高齢者医療制度へ移行したことにより国民健康保険の加入者が1人になった世帯をいい、特定世帯となった月から最長5年間、国民健康保険税の世帯別平等割額の2分の1を軽減して算出します。また、特定継続世帯とは、特定世帯の期間が5年経過しても国民健康保険と後期高齢者医療制度に分かれている状況が解消されない世帯をいい、世帯別平等割額の4分の1を軽減し、軽減措置を最長3年間継続いたします。

次に、第6条から第7条の2までは後期高齢者支援金等課税額分です。第6条の所得割額「100分の2.9」を「100分の2.65」に、第7条の均等割額、被保険者1人について「7,000円」を「7,400円」に、第7条の2の世帯別平等割額の第1号特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯「8,200円」を「9,800円」に、第2号の特定世帯「4,100円」を「4,900円」に、第4号の特定継続世帯「6,150円」を「7,350円」にそれぞれ改めるものです。

次に、第8条から第9条の2までは介護保険2号被保険者に係る介護納付金課税額分です。第8条の所得割額「100分の2.2」を「100分の2.22」に、第9条の均等割額、被保険者1人について「1万300円」を「9,900円」に、第9条の2の世帯別平等割額、1世帯について「7,000円」を「5,200円」にそれぞれ改めるものです。

次に、第23条が国民健康保険税の減額関係になります。先ほど述べました第3条から第9条の2の保険税の改正に伴うものです。課税所得が33万円を超えない世帯、課税所得が33万円に被保険者数1人につき27万円を加算した金額を超えない世帯及び課税所得が33万円に被保険者数1人につき49万円を加算した金額を超えない世帯の均等割額世帯別平等割額を、それぞれ7割、5割、2割に減額する額を改めるものです。

内容につきましては、細かく分類されるため一覧表をごらんください。

なお、町民の皆様には周知に努め、問い合わせについては丁寧に御説明させていただきます。

次に、議案第5号「白石町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例につ

いて」御説明申し上げます。

主な改正理由といたしましては、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律及び持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法令の整備に関する政令が施行させることに伴い、白石町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する必要がありますので、議会の議決を求めるものです。

改正内容につきましては、新旧対照表により御説明申し上げます。

1 ページをごらんいただきます。

第3条第2号中、「第55条1項」、第3号中、「第55条第2項第1号」及び第4号中、「第55条第2項第2号」の次に、それぞれ「（法第55条の2第2項において準用する場合を含む）」を加えます。また、同条第2号中、「同項」を「法第55条第1項」に改め、同条第4号中、「行った同号」を「行った法第55条第2項第2号」に改め、同条に次の1号を加え、第5号、「法第55条の2第1項の規定の適用を受ける被保険者であって、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第116条の2第1項及び第2項の規定の適用を受け、これらの規定により白石町に住所を有する者とみなされた国民健康保険の被保険者であった被保険者」とし、附則第2条を削り、附則第3条を附則第2条とする。

この条例の施行期日は、平成30年4月1日です。

次に、議案第13号「平成29年度白石町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」の主な内容について御説明いたします。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

今回の補正は、既決予算の総額に歳入歳出それぞれ1,323万1,000円を減額し、補正後の総額を歳入歳出それぞれ42億2,976万9,000円とするものです。

内容につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書で説明させていただきます。

まず、歳入でございますが、7ページをお願いいたします。

4款国庫支出金につきましては、普通調整交付金の交付見込み額に伴い6,000万円を増額するものでございます。

5款療養給付費交付金につきましては、現年度分退職者医療費交付金の交付見込み額に伴い6,600万円を減額するものでございます。

8款共同事業交付金につきましては、佐賀県国民健康保険団体連合会の算定に伴い、高額医療費共同事業交付金を2,526万9,000円増額し、保険財政共同安定化事業交付金を3,207万6,000円減額するものでございます。

続きまして、歳出について御説明申し上げます。

9ページをお願いいたします。

2款保険給付費であります。一般被保険者療養給付費が当初給付見込み額より支出増のため、1億7,831万1,000円を増額し、退職被保険者等療養給付費につきましては当初給付見込み額より支出減のため、6,600万円を減額するものでございます。

10ページの3款後期高齢者支援金等につきましては、負担金額の確定により後期高齢者支援金106万4,000円を減額するものでございます。

11ページの6款介護納付金につきましては、納付金額の確定により介護納付金

157万5,000円を減額するものでございます。

7款共同事業拠出金につきましては、拠出金額の決定により保険財政共同安定化事業拠出金7,820万7,000円、高額医療費共同事業医療費拠出金902万円をそれぞれ減額するものでございます。

12ページの8款2項特定健康診査事業費につきましては、当初見込み数に対し、実績件数の減等により461万5,000円を減額するものでございます。

13ページの11款の諸支出金の償還金については、平成28年度分の一般被保険者に係る療養給付費等負担金の精算分として2,286万9,000円を増額するものでございます。

14ページの12款の予備費については、一般被保険者療養給付費の増額見込みに伴い5,388万円を減額し、一般被保険者療養給付費に組み替えたものです。

続きまして、議案第14号「平成29年度白石町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）」の主な内容について御説明いたします。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

既決予算の総額に歳入歳出それぞれ714万8,000円を減額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ3億1,225万4,000円とするものでございます。今回の補正は、佐賀県後期高齢者医療広域連合運営経費等負担金の最終見込みによる補正等でございます。

内容につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書で説明させていただきます。

まず、歳入でございますが、7ページをお願いいたします。

1款後期高齢者医療保険料、特別徴収保険料につきましては、当初収入見込み額より収入減のため、715万4,000円を減額するものでございます。また、普通徴収保険料につきましても同様の理由により298万6,000円を減額するものでございます。

次に、3款繰入金、一般会計繰入金につきましては、事務費繰入金、保険基盤安定繰入金とも額の確定により、事務費繰入金については162万5,000円を減額し、保険基盤安定繰入金については412万7,000円を増額するものでございます。

続きまして、歳出について御説明申し上げます。

9ページをお願いいたします。

2款後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、最終見込みにより763万8,000円を減額するものでございます。

続きまして、議案第19号「平成30年度白石町国民健康保険特別会計予算」の主な内容について御説明申し上げます。

予算書の1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の総額につきましては、歳入歳出それぞれ33億8,700万円とするものです。

5ページをお願いいたします。

前年度対比8億5,600万円の減、率にいたしまして20.2%減で予算を計上いたしているところです。理由としましては、平成30年度から財政責任主体が県になることから、市町向けへの一部公費を除き、公費が県の特別会計に組み込まれるためです。

まず、歳入でございますが、7ページから8ページをお願いいたします。

1款国民健康保険税につきましては7億9,542万7,000円で、歳入全体の23.5%を占める自主財源でございます。保険税の算定に当たりましては、県が納付金算定に使用

した保険税課税対象額、被保険者数、世帯数を参考に算定をいたしているところです。
次に、11ページをお願いいたします。

7款県支出金でございます。県支出金24億1,260万2,000円のうち、96.1%を占めます普通交付金23億1,787万8,000円は、療養給付費、療養費、高額療養費等の支払いに充てる交付金でございます。

次に、12ページから13ページをお願いいたします。

10款繰入金につきましては、保険基盤安定繰入金の保険税軽減分及び保険者支援分等として繰り入れられるもので、1億7,514万5,000円を繰り入れていただくものでございます。

続きまして、歳出について御説明申し上げます。

17ページから20ページをお願いいたします。

2款保険給付費につきましては、総額で23億3,408万6,000円を計上いたしております。歳出全体の68.9%になります。

21ページから22ページをお願いいたします。

3款国民健康保険事業費納付金は、医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分として県に納める納付金でございます。総額で9億8,111万円を計上いたしております。なお、医療給付費分については、一旦納付金として県に納めた上で本町の療養諸費、高額療養費、移送費の全額を県から普通交付金としていただくこととなります。

続いて、26ページをお願いいたします。

10款保健事業費の2目疾病予防費につきましては、人間ドック150名、脳ドック250名の受診枠を確保し、被保険者のさらなる健康増進に努めてまいります。予算額といたしましては699万6,000円を計上しております。

次に、27ページをお願いいたします。

特定健康診査等事業費につきましては2,104万7,000円を計上いたしております。特定健診・特定保健指導につきましては、引き続き周知を図ることにより受診率の向上に努めてまいります。

続きまして、議案第20号「平成30年度白石町後期高齢者医療特別会計予算」の主な内容について御説明申し上げます。

予算書の1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の総額につきましては、歳入歳出それぞれ3億2,790万円とするものです。

5ページをお願いいたします。

前年度対比1,020万円の増、率にいたしまして3.2%の増で予算計上をいたしております。

歳入についてでございますが、予算書の7ページをお願いいたします。

1款後期高齢者医療保険料につきましては、前年度対比0.8%減の1億8,674万8,000円を計上いたしております。

8ページをお願いいたします。

4款繰入金、一般会計繰入金であります。事務費繰入金と保険基盤安定繰入金に

つきましては、広域連合の運営経費等といたしまして事務費繰入金2,129万5,000円、保険料の軽減分を県と町で負担いたします保険基盤安定繰入金1億1,756万3,000円を計上いたしております。

次に、歳出について御説明申し上げます。

12ページをお願いいたします。

2款後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、前年度対比2.9%増の3億2,481万8,000円を計上いたしているところでございます。

以上で住民課所管分の議案についての説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○吉岡正博学校教育課長

議案第6号「白石町学校給食センター設置条例の一部を改正する条例について」説明します。

給食調理員の雇用状況により、福富中学校の副食調理を現在は給食センターで行っております。社会の雇用情勢を見まして、来年度以降もこれを継続することにしたため、福富中学校給食調理場を廃止するものです。御審議よろしくお願いいたします。

○松尾裕哉総務課長

議案第7号「平成28年度（繰越）白石町緊急放送端末機設置工事請負契約の変更について」につきまして御説明をいたします。

変更内容でございますが、契約金額につきまして変更前が1億2,798万円、変更後が1億818万3,600円でありまして、差し引き1,979万6,400円の減額変更でございます。

変更の理由でございますが、今回の工事につきましては、既存の防災情報伝達手段を補完するために町内一般世帯及び事業所などの希望者を対象に屋内への音声放送受信を可能にいたします緊急放送受信機を無償貸与により設置するものでございます。当初、設置意向調査を実施いたしまして、希望世帯には設置の申請をお願いするとともに未提出の方には再度意向確認を行ってまいりました。また、事業所、病院、福祉施設、自治公民館など及び75歳以上の独居老人世帯へ再度意向調査を実施し、設置を進めてまいりましたが、メール配信システム防災ネットあんあんの導入、また自動応答サービスなどの情報伝達手段の強化及び若年層のモバイル活用などによるものと思われませんが、申請後もキャンセルの申し出がございまして、緊急放送受信機の設置実数は3,665機となっております。その結果、1,979万6,400円の減額変更となりましたので、白石町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定によりまして議会の議決をお願いするものでございます。

以上で議案第7号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○矢川又弘長寿社会課長

失礼いたします。私から議案第8号「白石町老人福祉センター指定管理者の指定について」を御説明申し上げます。

提案理由といたしましては、白石町老人福祉センターの管理を平成27年4月1日か

ら平成30年3月31日までの3年間を一般社団法人白石町シルバー人材センターに指定をいたしておりましたが期間満了となります。現指定期間中、管理状況も良好で、引き続き一般社団法人白石町シルバー人材センターに指定管理者といたしたく、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

なお、指定の期間につきましては、公共施設マネジメントに伴う公共施設等総合管理計画を整備する予定にしており、平成30年度1年間をお願いいたしております。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○山口弘法農村整備課長

議案第9号「土地改良事業の計画変更について」御説明いたします。

提案理由といたしましては、土地改良法第96条の3第1項の規定により土地改良事業、基幹水利施設管理事業の変更をしたいので議会の議決を求めるものでございます。計画概要書の3ページ目、図面をお開きください。

変更内容は、国営筑後川土地改良事業によって造成されました佐賀西部導水路、これにつきましては佐賀市の川上頭首工から小城市にある白石平野揚水機場の手前までの管路でございます。多久市に揚水するための多久揚水機場、平成25年に採択されました基幹水利施設管理事業、これは白石平野揚水機場、佐賀西部導水路白石線、山脚導水路、白石導水路の施設の事業計画に追加をいたしまして、白石平野揚水機場を核とした施設の一体的な維持管理や機能保持を行うものでございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○片瀨 徹下水道課長

下水道課所管の予算関係の4議案について御説明いたします。

議案第15号「平成29年度白石町農業集落排水特別会計補正予算（第3号）」について御説明申し上げます。

予算書の1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の補正であります。既決の予算から歳入歳出それぞれ1,494万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億2,369万4,000円とするものであります。

今回の補正の主な理由につきましては、各種委託料の入札減と実績見込みによる事業費の減額補正が主な理由でございます。

歳入の主なものについて説明させていただきます。

まず、7ページをお開きください。

歳入の主なものですが、5款繰入金、1項の他会計繰入金の総務管理費繰入金675万7,000円、それと資源循環施設管理費繰入金82万5,000円、2項の基金繰入金の農業集落排水処理施設維持管理基金繰入金776万6,000円につきましては、実績見込みによりそれぞれ減額補正をするものでございます。

7款諸収入、消費税還付金75万5,000円でございますが、過年度において更正申告をし、還付を受けるものでございます。

9ページをお願いいたします。

歳出の主なものにつきまして、1款総務費、25節の積立金の農業集落排水処理施設維持管理基金元金積立金については、448万7,000円を減額するものでございます。27節公課費の消費税納付金339万1,000円の減額は、本年度の納付額の確定によるものでございます。

2款施設管理費の汚水処理施設管理費及び10ページの資源循環施設管理費につきましては、入札減及び実績見込みによる減額補正をいたしております。

農業集落排水特別会計については以上でございます。

続きまして、議案第16号「平成29年度白石町特定環境保全公共下水道特別会計補正予算（第3号）」について御説明申し上げます。

予算書の1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の補正であります。既決の予算から歳入歳出それぞれ91万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7億1,828万1,000円とするものでございます。

今回の補正の主な理由につきましては、各種委託料の入札減と実績見込みにより減額補正でございます。

続きまして、補正予算の主な事項について御説明いたします。

9ページをお願いいたします。

歳入につきましては、5款繰入金の総務管理費繰入金60万円と公債費繰入金96万5,000円を減額補正をしております。

7款諸収入、雑入については、消費税還付金424万8,000円でございます。

11ページをお願いいたします。

歳出の主なものでは、1款総務費の13節委託料の公営企業会計移行業務委託料の360万円の減額につきましては入札減によるものでございます。25節積立金は、施設管理費の減額及び消費税還付金の一部を維持管理基金に積み立てるため1,011万8,000円を計上いたしております。

2款施設管理費では、入札減及び実績見込みによりそれぞれ減額補正をお願いするものでございます。

12ページの4款公債費につきましては、本年度借り入れした町債の元金償還金の確定により55万7,000円の減額と利子償還金の確定により40万8,000円の減額をお願いしております。

以上でございます。

続きまして、議案第21号「平成30年度白石町農業集落排水特別会計予算」について御説明申し上げます。

予算書の1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の総額であります。歳入歳出それぞれ3億8,300万円とするものであります。

歳入の主なものにつきまして御説明いたします。

7ページをお願いします。

2款の使用料及び手数料の現年度使用料5,359万1,000円でございますが、本年2月末現在におきまして5地区の公共ます接続戸数は1,103戸となっております。接続

率は69.0%となっております。

8ページをお願いいたします。

3款の国庫支出金においては、供用開始後16年を経過しました牛屋西分地区水処理センターの機器類の劣化等の補修及び管路施設の再整備を行う機能強化事業を実施するため農山漁村地域整備交付金3,300万円をお願いしております。

9ページをお願いいたします。

基金繰入金では、農業集落排水処理施設維持管理基金からの繰入金として947万6,000円を計上しております。

10ページをお願いいたします。

雑入の管路移設補償費の1,260万円については、農業集落排水下区地区処理区内におきまして県道武雄福富線道路改良工事に伴い下水管路の移設工事を行うため、佐賀県からの補償費を計上しております。

11ページをお願いいたします。

8款町債では、牛屋西分地区の機能強化事業に伴います農業集落排水事業債として3,840万円を借入限度額といたしております。

12ページをお願いいたします。

歳出の主なものについて説明いたします。

1款総務費でございますが、13節委託料の農業集落排水使用料徴収委託料では、下水道使用料を水道料金と同時に賦課するため、西佐賀水道企業団と町水道への委託料として271万2,000円を計上しております。

13ページをお願いいたします。

2款施設管理費では5地区分の汚水処理に係る維持管理経費として6,040万円を計上し、また14ページの資源循環施設管理費では下区地区と住ノ江地区の資源循環施設の運転経費及び各処理施設の汚泥脱水に係る経費等といたしまして1,585万円を計上しております。

次に、15ページをお願いいたします。

3款施設整備費でございますが、牛屋西分地区の機能強化事業を実施するため機能強化事業設計委託料250万円、機能強化事業工事費として6,900万円、また下区地区の県道武雄福富線の道路改良工事に伴います下水管移設実施設計委託料として300万円、下水管移設工事として1,500万円を計上しております。

以上でございます。

続きまして、議案第22号「平成30年度白石町特定環境保全公共下水道特別会計予算」について御説明申し上げます。

予算書の1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の総額であります。歳入歳出それぞれ6億8,400万円とするものであります。

予算書の7ページをお願いいたします。

歳入の主なものにつきまして御説明いたします。

1款分担金及び負担金では、現年度の受益者負担金1,491万7,000円を見込んでおります。

2 款使用料及び手数料では、現年度使用料3,457万1,000円を見込んでおり、本年度2月末現在、公共ますへの接続は615戸、接続率といたしまして47.7%となっております。

8 ページをお願いいたします。

3 款国庫支出金につきましては、地方創生汚水処理施設整備推進交付金としまして2億円を計上しております。

9 ページをお願いします。

5 款繰入金では、一般会計繰入金として1億5,769万2,000円の繰り入れをお願いしております。

10ページをお願いします。

7 款諸収入、2 項の雑入の消費税還付金では1,046万4,000円を見込んでおります。

11ページをお願いいたします。

8 款町債につきましては、下水道事業債及び過疎対策事業債を合わせまして2億6,500万円を借入限度額といたしております。

歳出の主なものにつきまして御説明申し上げます。

12ページをお願いいたします。

1 款総務費、13節の委託料、公営企業会計移行業務委託料として1,970万円、これにつきましては平成31年4月に公営企業会計に移行するために平成30年度において減価償却費の算出、法適用移行事務手続の支援、会計システムの導入などを行います。

その下の公共下水道使用料徴収委託料としまして、下水道使用料を水道料金と同時に賦課するため、町水道への徴収委託費として164万1,000円をお願いしております。

13ページをお願いいたします。

2 款施設管理費につきましては、処理施設及び管渠施設の維持管理費の所要額を合わせまして2,962万1,000円を計上しております。

14ページをお願いいたします。

3 款公共下水道費の公共下水道施設整備費につきましては、平成26年度までに89ヘクタールの処理区域面積の整備を行いまして、平成27年度から平成34年までの8年間で48ヘクタールの面的整備を行うことといたしております。平成30年度の工事実施地区につきましては、中郷、網代地区及び太原の一部を約6.7ヘクタールを計画いたしております。

16ページをお願いいたします。

13節委託料といたしまして、測量設計委託料の5,000万円につきましては次年度以降の施工予定の下水道管渠の整備に伴います測量設計委託料でございます。15節の工事請負費、これは特定環境保全公共下水道整備工事費といたしまして3億9,500万円を計上しております。また、22節の物件移転補償費では、主に水道管移設補償費といたしまして500万円を計上しております。

17ページをお願いいたします。

公債費では元金償還金1億2,105万円、利子償還金2,880万5,000円をお願いしております。

以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○喜多忠則水道課長

水道課所管の議案第17号及び議案第23号について御説明申し上げます。

まず、議案第17号「平成29年度白石町水道事業会計補正予算（第3号）」につきまして、その概要を補正予算書の12ページから説明資料により御説明申し上げます。

それでは、次の13ページをお開きください。

水道事業収益の主なものについて御説明申し上げます。

給水収益の水道料金でございますが、給水人口の減少などで使用水量が想定より落ち込むことが予想され、500万円の減額をいたしております。

続きまして、14ページをお開きください。

水道事業費用については、努めて年度間の所要額を見込み計上いたしておりましたが、その後の事態の推移に対処するための費用や契約確定などで不用となる費用について各項目を増加または減額したところ、水道事業費用の合計額は224万円の減額補正をするものでございます。これにより、今回の補正で13ページの水道事業収益は総額6億254万9,000円、14ページの水道事業費用総額5億9,133万6,000円とするものでございます。

続きまして、15ページの資本的収入、工事負担金でございますが、町道の水管橋かけかえ工事の竣工に伴う工事負担金の確定による70万円の減額と今年度につきましては消火栓設置要望がなかったため、180万円の全額を減額するものでございます。

次に、資本的支出、建設改良費の設備工事費でございますが、入札減により不用額が生じたため、設計委託料また固定資産購入費では量水器購入費、軽ワゴン車購入費合わせて119万7,000円を減額するものでございます。今回の補正により資本的収入総額2,762万4,000円、資本的支出総額1億3,983万8,000円となっております。

なお、その収支不足につきましては、2ページの上段のほうの第3条に記載しておりますとおり、不足する額1億1,221万4,000円は資本的収支調整額749万円、損益勘定留保資金1億472万4,000円で補填することとしております。

以上で補正予算の説明を終わります。

続きまして、議案第23号「平成30年度白石町水道事業会計予算」について御説明申し上げます。

まず、1ページの業務の予定量でございますが、給水戸数6,784戸、年間総給水量208万500立方メートルで、1日の平均給水量を5,700立方メートルと定めております。給水量につきましては、責任水量の約56%として見込んでおります。また、主な建設改良事業は配水管布設替え等の設備工事費として1億40万円を予定しております。

同じく1ページの第3条収益的収支の収入でございますが、水道事業収益5億8,185万2,000円とし、うち営業収益4億8,893万4,000円、営業外収益9,291万8,000円を予定しております。一方、収益的支出でございますが、水道事業費用総額を6億3,010万5,000円とし、うち営業費用を5億6,485万7,000円、営業外費用1,418万8,000円、特別損失及び予備費合わせて5,106万円とするものでございます。これにより、本年度は旧水道施設の解体処分などの経費の増加などで収益的収支の差し引きで税込み4,825万3,000円の純損失となっております。

続きまして、2ページをお開きください。

第4条資本的収支でございますが、資本的収入合計を3,394万6,000円とし、内訳は工事負担金として1,620万円、他会計補助金として1,774万6,000円を計上しております。

続いて、資本的支出でございますが、資本的支出合計を1億4,216万6,000円とし、その内訳は建設改良費1億253万1,000円、企業債償還金3,963万5,000円とするものでございます。

それでは、予算の詳細につきましては25ページ以降の予算説明資料で御説明いたします。

ページを進めますが、26ページをお開きください。

まず、水道事業収益の収益的収入では、水道事業の根幹をなします給水収益を4億8,835万5,000円としております。

27ページ、営業外収益の主なものといたしまして他会計補助金でございますが、地方公営企業繰入金制度に基づき高料金対策補助分と統合簡水補助金利子相当分として一般会計より合わせて4,797万8,000円をお願いするものであります。

なお、内容につきましては、当初予算説明資料の34ページに掲載いたしております。

また、同じく営業外収益といたしまして国庫補助金や工事負担金にかかわる長期前受金戻入3,778万3,000円を計上いたしております。これらにより水道事業収入の総額は5億8,185万2,000円となっております。

続きまして、28ページ、水道事業費用、営業費用の原水及び浄水費を2億7,729万1,000円といたしました。このうち28ページ最下段の受水費でございますが、2億7,344万9,000円を計上し、これは営業費用総額の48%を占めております。

29ページでは配水及び給水費5,054万3,000円を計上しておりますが、量水器の取りかえ委託料や配水管などの修繕費、舗装復旧費が主な内容でございます。

次に、30ページの総係費8,857万4,000円でございますが、水道課職員8名分の人件費とメーター検針委託料が主な支出内容でございます。

なお、人件費等の内容につきましては、この予算書12ページから16ページに掲載しております。

続きまして、32ページの中段の減価償却費は、水道施設の減価償却として1億4,842万7,000円を計上いたしております。

次に、33ページ、営業外費用につきましては、企業債の償還利息1,018万6,000円を計上し、また中ほどの特別損失の欄では旧簡易水道施設4箇所解体工事費として5,000万円を計上しております。

なお、この解体工事につきましては、当初予算説明資料101ページに掲載しております。

これらにより水道事業費用の総額は6億3,010万5,000円となっております。

続きまして、34ページ以降の資本的収支でございますが、資本的収入の工事負担金1,620万円、一般会計補助金として統合簡水企業債元金の繰入金1,774万6,000円を予定しております。

35ページの資本的支出につきましては、建設改良費として詳しくは当初予算説明資

料102ページに掲載いたしておりますが、老朽管更新工事や町道改良工事に伴う配水管布設替工事等で9,500万円を計上いたしております。また、企業債の元金償還額として3,963万5,000円を計上しております。これにより資本的収入総額は3,394万6,000円、資本的支出総額は1億4,216万6,000円となり、収入から支出を差し引いた不足額1億8,220万円は損益勘定留保資金などで補填したいと考えております。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○片渕栄二郎議長

暫時休憩します。

11時13分 休憩

11時25分 再開

○片渕栄二郎議長

会議を再開します。

日程第4、5

○片渕栄二郎議長

日程第4、報告第1号及び日程第5、報告第2号「専決処分の報告について（和解及び損害賠償額の決定について）」一括して報告を求めます。

○吉岡正博学校教育課長

まず、報告第1号の「専決処分の報告について」です。

2ページ目、専決処分書をごらんください。

相手方は記載しているとおりで、町が支払った損害賠償額は67万5,960円です。

事故の概要は、記載していますように、学校の除草作業中に小石が多数飛散し、駐車場の車に小さい、しかし広い面に多数の傷をつけたものです。和解が成立し、平成29年12月18日に専決処分をしましたので報告します。

続いて、報告第2号の「専決処分の報告について」です。

2ページ目、専決処分書をごらんください。

相手方は記載しているとおりで、町が支払った損害賠償額は17万4,000円です。

事故の概要は、記載しているように、先ほどの報告第1号と同時のものです。和解が成立し、平成30年1月31日に専決処分をしましたので報告します。

なお、2つの損害賠償額が大きく違うのは、傷がついた面が報告第1号の車が横と前後の面、そして報告第2号が横の面のみと面積の違いによるものと代車の有無によるものです。また、専決日が違うのは事故とは関係なく、相手方の御都合によるものです。

以上です。

日程第6

○片渕栄二郎議長

日程第6、報告第3号「専決処分の報告について（平成29年度白石社会体育館改修

工事請負契約の変更について) 」の報告を求めます。

○千布一夫生涯学習課長

報告第3号「専決処分報告(平成29年度白石社会体育館改修工事請負契約の変更について)」でございます。

町長の専決処分事項の指定に関する条例第2条第3項の規定によりまして、平成29年度白石社会体育館改修工事請負契約の変更について専決処分を行いましたので、地方自治法第180条第2項の規定によりましてこれを報告いたします。

次のページの専決処分書をごらんください。

契約の目的は、平成29年度白石社会体育館改修工事請負契約の変更でございます。変更は、契約金額につきまして、変更前が1億1,232万円、変更後が1億1,708万2,800円でありまして、差し引き476万2,800円の増額変更でございます。

改修工事の主な変更内容でございますが、まず外壁改修に関しまして約180万円の増額になっております。これにつきましては、今回、工事に際しまして足場を設置して再調査を行いました結果、一部コンクリートの劣化が想定より進んでおりましたので、劣化状態に最も適した工法へ変更したことで補修必要箇所が増加したことによるものでございます。また、外構工事に関しまして約300万円の増額になっております。外構工事の中で主な変更ですが、玄関上がり口の鉄骨階段について再調査の結果、劣化が想定より進んでおりましたので、鉄骨階段の取りかえ工事を追加することに変更したものでございます。これらの変更によりまして476万2,800円の増額変更をいたしております。

以上で報告第3号についての報告を終わります。

○片渕栄二郎議長

以上で本日の議事日程は終了しました。

明日から一般質問ですので、よろしく願いいたします。

本日はこれにて散会します。

11時31分 散会

上記、会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成30年3月6日

白石町議会議長 片 漕 栄二郎

署 名 議 員 西 山 清 則

署 名 議 員 溝 上 良 夫

事 務 局 長 小 柳 八 束